阿久根市告示第112号

阿久根市宅地等災害による土砂等除去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年10月30日

阿久根市長　　西　平　良　将

阿久根市宅地等災害による土砂等除去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿久根市宅地等災害による土砂等除去費補助金交付要綱（令和８年阿久根市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第１条中「流入した災害による」を「流入した災害に関して、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び他の補助事業に該当しない場合、」に改める。

第２条第２号を次のように改める。

⑵　宅地等　市内に所在する次に掲げるものをいう。

ア　現に人が居住している住家並びに当該住家の宅地及び宅地進入路

イ　周辺の生活環境の保全のため土砂等の除去が必要と認められる空き家並びに当該空き家の宅地及び宅地進入路

ウ　地域住民の共同利用に供される公民館その他これに類する施設（以下「公民館等」という。）及びその敷地

第３条第２号を次のように改める。

⑵　次のいずれかに該当する者

ア　市内に住所を有する個人であって、前条第２号アに規定する宅地等の居住者、所有者又は管理者

イ　個人であって、前条第２号イに規定する宅地等の所有者又は管理者

ウ　公民館等の所有者又は管理者

エ　アからウまでに掲げる者のほか、やむを得ない理由により対象工事を実施する個人

第３条第３号を削り、同条第４号中「等（市税その他の市に納付すべきものをいう。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、第２号ウに該当する者は除く。

第３条第４号を同条第３号とする。

第４条第１項中「いう。）は、」の次に「市内に本店、支店又は事務所を有する事業者が施工する」を加える。

第５条第１号中「見積書」の次に「（内訳明細の付いたもの）」を加える。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第９条中「第５号様式」を「別記第５号様式」に改め、同条を第10条とし、第６条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第５条の次に次の１条を加える。

（補助金の交付決定前着手の制限）

第６条　補助金の交付決定前に着手した対象工事は、補助対象としない。ただし、災害対応上やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

別記第１号様式中「、保育所の保育料及び水道料」を削り、

「１　申請箇所　阿久根市
２　申請額　　円
３　添付資料
⑴　見積書
⑵　写真（対象工事施工前）
⑶　その他必要な書類　　」

を

「１　被災年月日　　年　月　日
２　申請箇所　阿久根市
３　総事業費　　円
うち補助対象経費　　円
４　補助金交付申請額　　円
５　添付資料

⑴　見積書（内訳明細の付いたもの）

⑵　写真（対象工事施工前）

⑶　その他市長が必要と認める書類　」

に改める。

別記第２号様式中「第６条関係」を「第７条関係」に改める。

別記第３号様式中「第７条関係」を「第８条関係」に改める。

別記第４号様式中「第８条関係」を「第９条関係」に改める。

別記第５号様式中「第９条関係」を「第10条関係」に改める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の阿久根市宅地等災害による土砂等除去費補助金交付要綱の規定は、令和８年度以後の年度分の補助金について適用する。